

## 松山市管工事業協同組合マスコットキャラクター使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱（以下本要綱）は、松山市管工事業協同組合（以下「本組合」という。）が定めたマスコットキャラクターのデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本要綱において、「キャラクター」とは、本組合が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図）及び理事長が別に定めるその展開デザインのことをいい、名称は「わかみずくん」とする。

### (キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 組合員及び組合職員がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他理事長が適当と認めるとき。

### (書類の経由)

第4条 この要綱に基づく理事長に提出する書類、理事長の承認及び通知は、電磁的記録又は文書に準ずる物件（電子メール等）を用い、本組合を経由するものとする。但し、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

### (使用の申請)

第5条 申請者は、本組合キャラクター「わかみずくん」デザイン使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

### (使用の承認)

第6条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 本組合の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められ

るとき。

(7) その他理事長が使用について不相当であると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による申請を承認するときは、本組合キャラクター「わかみずくん」デザイン使用(変更)承認・不承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 理事長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第8条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、理事長が指示する使用条件に従うこと。(2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) 商品等は、完成後、速やかに理事長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、改めて本組合キャラクター「わかみずくん」デザイン使用申請書(様式第1号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、従前の承認の全部又は一部の取り消しを希望する場合は、その旨を付記しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 本要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不相当と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により承認を取り消したときは、本組合キャラクター「わかみずくん」デザイン使用承認取消通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当

該物件を使用してはならない。

4 理事長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第 12 条 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本組合は、損害賠償責任及びその他法律上の責任を一切負わない。

(要綱の変更)

第 13 条 本組合は、理由の如何を問わず本要綱をいつでも任意に変更することができる。

2 本要綱の変更は、本サイトに掲載した時点より効力を生じるものとする。

#### 附 則

本要綱は、公表の日から施行する。